

地域防災体制の充実強化に向けた消防団員確保のための調査検討会運営要綱

1 目的

平成13年6月から開催し、2年間に渡って検討・議論が行われた「新時代に即した消防団のあり方に関する検討委員会」において、これからの消防団のあり方として「消防団を要とする地域防災体制の確立」「消防団員数の確保」「地域の実情を踏まえた組織・運営の充実・多様化」等が、平成15年3月に、「新時代に即した消防団のあり方について」として提言されたところである。

今後は、提言事項の具現化を図っていく必要があるが、消防団の最も重要な課題である消防団員数の減少については、平成15年度においても歯止めを掛けることができず、むしろ、昨年度を上回る規模で減少が見込まれているところであり、消防団の組織力を向上させるためには、特に「消防団員数の確保」に重点を置いて、提言事項の具現化を図っていく必要がある。

具現化にあたり考慮すべきことは、消防団を取り巻く環境が、地域事情や消防団の規模などで異なるため、全国一律の方策だけでは不十分な点であり、個々の消防団の状況、地域の実態に即したより具体的な方策を提言することが求められるところである。

このため、消防庁では、各地域の消防団が置かれている状況を把握するため、消防団員確保に関する問題点、要望を聴取するとともに、実際に効果を上げている方策を把握することを目的としたアンケート調査を実施する外、消防団及び自治体担当者からヒヤリングを行う。

このアンケート及びヒヤリングの結果を踏まえ、消防団員の確保対策及び国、地方自治体、消防団がそれぞれ実施する具体的な方策について、必要な検討を行う。

2 調査検討事項

地域防災体制の充実強化に向けた消防団員確保のための調査検討会（以下「調査検討会」という。）は次の事項を調査し、検討を行う。

- (1) 消防団の実情に対応した団員確保対策の検討
- (2) 地域の実情を踏まえた組織・運営の充実・多様化

3 委員の委嘱等

- (1) 座長及び委員は、学識経験者並びに地方公共団体の消防関係者の中から、消防庁長官が委嘱する。
- (2) 委嘱期間は、調査検討会の運営期間とする。

4 運営

- (1) 座長は、調査検討会の会務を統括する。
- (2) 座長に事故があるときは、座長が指名する者がその職務を代理する。
- (3) 座長は、必要に応じて、学識経験者等を調査検討会へ招請し、意見を聴取することができる。

5 庶務

調査検討会の庶務は、消防庁消防課において行う。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、調査検討会の運営及びその他調査検討会に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年11月17日から施行する。